

# 令和3年度以降の行政評価局調査テーマについて

# 令和3年度に実施する調査テーマ候補

## 政府職員に対する情報セキュリティ教育

サイバー攻撃の脅威が増大する中、行政のデジタル化は今後さらに進展。政府職員の一般的な日常業務における情報セキュリティ水準の向上が急務。（令和2年度より着手しており、今後も情報セキュリティに関する調査を実施）

## 自衛隊の災害派遣（※）

近年、大規模な災害が頻発する中、自衛隊の災害派遣は増加。災害対応後の国・地方公共団体の検証において、地方公共団体の派遣要請等における課題が指摘

## 農業災害復旧の迅速化

近年、多発する大規模自然災害により、道路・河川のほか、農地・農業用施設にも広範囲にわたる甚大な被害が発生。復旧が長期化している地域もあり、早期の営農再開のためにも、農地・農業用施設の災害復旧の効率的な実施が課題

## 災害時の道路啓開

大規模災害時に緊急車両の通行ルートを確保するため、放置車両対策を行う制度が導入（平成26年）。国では一定の備えが行われている一方、地方公共団体では発災時の円滑な道路啓開の実施に課題

## 陸閘の管理

近年の度重なる豪雨の際、陸閘が適切に操作されていれば、浸水被害を軽減できたとみられる事案が生じており、防災の担い手の高齢化など地域社会の状況変化も踏まえた増水時の円滑な閉鎖の操作の備え等について課題

## 不登校、ひきこもりの子供・若者支援（※）

不登校児童生徒数（義務教育段階）は7年連続で増加し、過去最大。学童期から思春期まで切れ目のない不登校、ひきこもり支援の確実な実施は喫緊の課題

## 一人暮らし高齢者の見守り

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により対面での見守りが制限される中、増加する一人暮らしの高齢者に対し、ICTの活用などポストコロナを見据えた見守り活動の実施が課題

## 生活困窮者自立支援対策

失業や病気、家族の介護など様々な理由から、生活困窮に陥る者が存在。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による解雇や雇い止めの増加も指摘される中、生活保護受給に至る前の段階での支援対象者の的確な把握と効果的な支援が課題

## 指定管理者制度（※）

公の施設については、より効率的・効率的な運営に努めることが求められているが、平成15年度導入の指定管理者制度については、施設の目的、態様等に適した効率的な運用に課題

## 墓地行政

人口減少社会、多死社会を迎える中、無縁墳墓を生み出さない適切な墓地の管理や住民ニーズに合った優良な墓地の安定的な供給が課題。合葬墓、樹木葬、散骨等の新たな葬送に係る定義やルールは未整備

## 社会情勢の変化への補助金等における対応

補助金等は、不適正な執行等に陥ることのないよう、所定の手続等を設定しているが、利用者にとってはこれらが負担となる側面もあり、利用者の視点に立って、その負担と必要性を考慮した的確な設定とすることが課題

## スマート農業

農業の生産性を発展させるためには、農作業の効率化、作業負担の減少は喫緊の課題。また、農業経営の改善や農産物の高付加価値化の重要性が増大

## 外国人の日本語教育

外国人材の受入れが進み、我が国に在留する外国人が増加する中、在留外国人が地域社会において生活する上で必要な日本語教育を受ける機会の最大限の確保が課題

（※）を付したテーマ候補は、令和2年度に調査実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、実施を3年度とするもの

# ○政府職員に対する情報セキュリティ教育

- 政府では、平成28年3月に「政府機関におけるセキュリティ・IT 人材育成総合強化方針」（CISO 等連絡会議・CIO 連絡会議決定）を決定し、政府におけるセキュリティ・IT人材の育成や一般職員の情報リテラシー向上について取組を実施。
- 近年、政府機関等においてはサイバー攻撃による大規模なインシデントの発生は認知されていないものの、複雑化・巧妙化する政府へのサイバー攻撃等の脅威は増大するとともに、行政のデジタル化やテレワークの推進等をはじめとした政府機関における多様な働き方は今後さらに進展の見込み。
- このような状況を踏まえ、政府職員の一般的な日常業務における情報セキュリティ水準の向上が課題であり、標的型攻撃メール対策などを中心に実態把握。

## 制度と現状

### ■ 「政府機関におけるセキュリティ・IT 人材育成総合強化方針」における項目

1. 各府省庁における司令塔機能の抜本的強化
2. 橋渡し人材（部内育成の専門人材）の確保・育成
3. 外部人材（即戦力の高度専門人材）の確保
4. 一般職員の情報リテラシー向上

### ■ （独）情報処理推進機構の情報セキュリティ10大脅威

順位	「組織」向け脅威
1位	標的型攻撃による機密情報の窃取
2位	内部不正による情報漏えい
3位	ビジネスメール詐欺による金銭被害
4位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃
5位	ランサムウェアによる被害
6位	予期せぬIT基盤の障害に伴う業務停止
7位	不注意による情報漏えい
8位	インターネット上のサービスからの個人情報の窃取
9位	IoT機器の不正利用
10位	サービス妨害攻撃によるサービスの停止

（参考）近年の主なサイバー攻撃事案（サイバー攻撃の現状2020（公安調査庁）から）

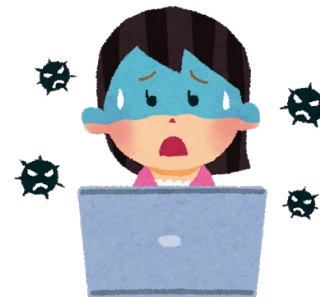
- 2017年 ランサムウェアによる大規模サイバー攻撃により、世界規模で大きな混乱
- 2018年 巧妙な標的型攻撃が継続的に把握されたほか、暗号資産（仮想通貨）を狙ったサイバー攻撃などが発生
- 2019年 業務の妨害、機密情報の窃取、金銭の獲得等を狙ったサイバー攻撃が発生

## 想定される課題等

- 部局・課室の情報セキュリティ責任者等の役割を担っている職員について、IT・セキュリティの業務経験の有無、研修・演習・教育訓練の実施状況における課題は何か、またその際の工夫としてどのような取組があるか。

- 具体的な脅威の例として、職員の一般的な日常業務において最も起こりうる標的型攻撃メールについて、各府省の訓練内容やフィードバックの実態等を把握し、職員の情報セキュリティ水準の向上のための方策を講じる際の課題は何か、またその際の工夫としてどのような取組があるか。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、新しい働き方として益々重要となっているテレワークについて、セキュリティ対策（端末紛失、情報漏洩等）に係る職員の情報セキュリティ水準の向上を図るためにどのような取組が行われているか。



（注）令和2年度より着手しており、今後も情報セキュリティに関する調査を実施

- 自衛隊の災害派遣は、人命・財産保護を目的とする応急的な救援活動として実施。近年は、災害の頻発により、派遣が増加。災害対応後の国・地方公共団体の検証において、地方公共団体の派遣要請時等における課題が指摘

※ 国は、令和2年5月に防災基本計画を改定し、災害派遣活動に関する関係者との役割分担等を規定

⇒ 過去の災害派遣時における自衛隊と自治体等との連携状況や、平素からの連絡・調整状況等の実態を把握し、被災者に対して支援をより効果的に届けるための環境の整備に寄与する。

## 【派遣の種類、内容、実績】

- 自衛隊の災害派遣は、緊急性、非代替性、公共性の観点から総合的に勘案して実施

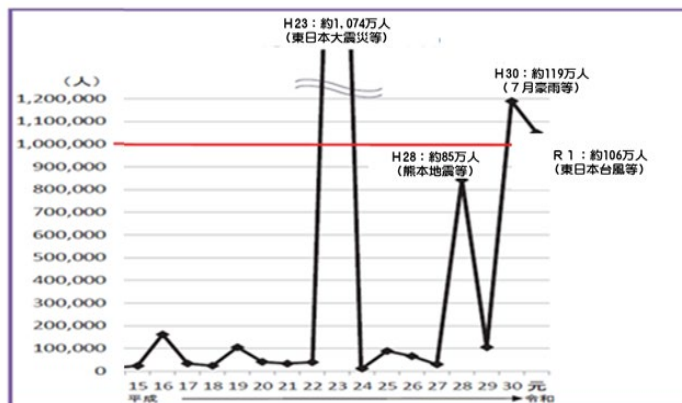
(派遣の種類)

- ① 都道府県知事等からの要請に基づく派遣
- ② 特に緊急を要し、要請を待つとまがないと認められる場合の自主派遣

(活動内容)

被害状況の把握、避難の援助、捜索救助、水防活動、道路啓開（がれきの除去）、応急医療、防疫、緊急輸送、炊飯・給水 等

## <災害派遣人員数の推移>



第34普通科連隊による施設復旧 (令和元年東日本台風)



(注) 1 新型コロナウイルス対応では、水際対策強化で約8,600人、市中感染対応で約1,300人が派遣（5月時点）  
2 令和元年東日本台風への対応等により、陸自では、訓練の中止、縮小又は延期が約300件

## 【主な課題・工夫例】

- 断水の発生を市が把握した際に、県に自衛隊の災害派遣を求めたが、県の職員にその必要はないと回答された。県が市町村の被害状況を正しく把握し、素早く派遣要請を行っていただければ、給水活動をより早く行えたと感じた（令和元年房総半島台風）
- 災害現場において、関係機関の情報共有等を行う調整会議がうまく機能しないことがあった（平成30年7月豪雨）
- 派遣機関の指揮本部を同一場所にしたため、情報共有や連携がスムーズにできた（令和元年東日本台風）

※ 地方公共団体の検証記録等による。

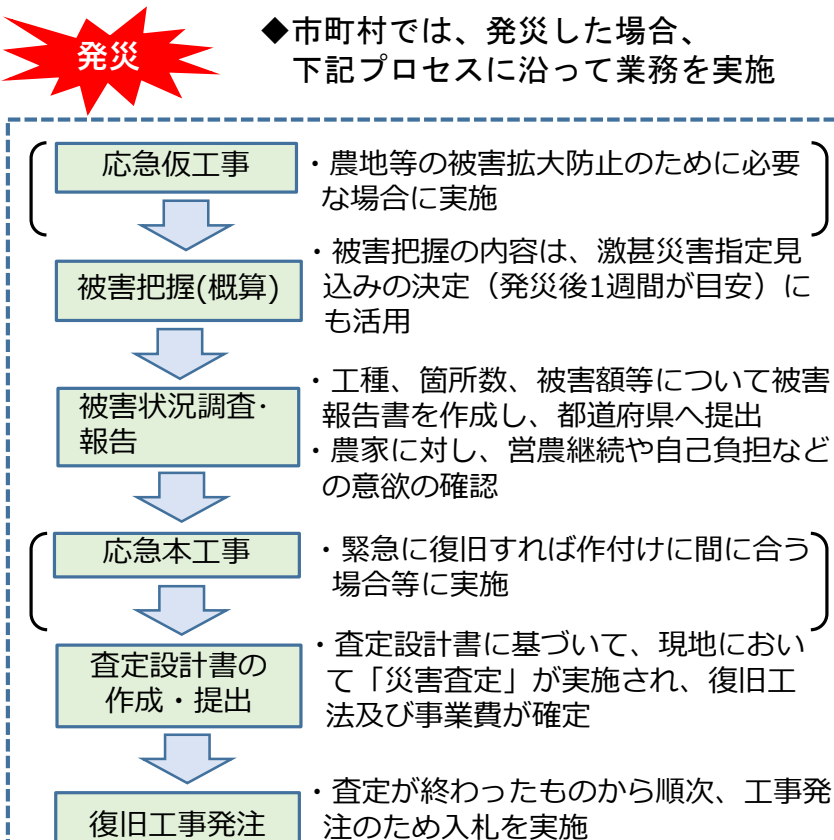
## 【計画等】

- 防災基本計画（令和2年5月、中央防災会議）  
自衛隊の災害派遣活動について、  
「（略）人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする」とされている。
- 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月、内閣府防災担当）
- 市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和2年4月、内閣府防災担当）  
災害時に、自衛隊を含め、様々な応援が行われることを想定した体制整備を推進



- 近年、台風・豪雨・地震等の自然災害が多発し、住民の生活に不可欠なライフラインのみならず、農地やため池・水路・農道等の農業用施設にも甚大な被害。
- 激甚災害の場合、被災した農地・農業用施設の復旧に要する期間は長期化する傾向（発災後、約3年後時点での復旧状況は、熊本地震（平成28年4月発生）で約6割（※1）、九州北部豪雨（平成29年7月発生）で約3割（※2））。（※1）熊本県農林水産部「農業農村整備情報誌」をもとに当局が計算（※2）日本農業新聞
- このような状況を踏まえ、被災農家が一刻も早く営農を再開できるよう、農林水産省等による被災地支援の状況や災害復旧工事に至るまでの業務プロセス等について調査し、実態を踏まえた課題を整理する。

## 調査対象とする政策の内容



（※1）災害対策基本法第29条（職員派遣）  
（※2）地方自治法第252条の17第1項（職員派遣）

## 想定される課題、問題等

農林水産省による職員派遣などの被災地支援を実施しても、地域によっては、復旧が長期化している。これは、農林水産省の対応が限界に達しているのか、若しくは、ICTの活用を含め、効率化する余地がまだあるのではないか。

### 平時

- 近隣市町村などがまとまり、農地・農業用施設の整備や管理を通じ、その設置個所や管理者等について把握しつつ、発災時には、当該市町村以外の人的資源が速やかな農地・農業用施設の被害状況を調査できる体制（システム）を構築すべきではないか。等

### 被災時

- 激甚災害の場合、被災した農地・農業用施設について、被害把握（3週間以内）、査定設計書作成（60日以内目標）、査定（年内）、災害復旧工事に係る事務手続等が、被災自治体の負担となっているのではないか。
- 激甚災害の場合、簡易査定を実施しているが、工事発注時には詳細設計を作成する必要があり二度手間となっているのではないか。
- 農家の意向確認ができた（やる気のある営農者）被害箇所については、速やかに査定し、年度内に復旧工事が完成するように別途、作業を進めることはできないか。等

- 東日本大震災の教訓、平成26年2月の関東甲信地方の豪雪等を踏まえ、大規模災害時に直ちに道路啓開を進め緊急車両の通行ルートを確認するため、災害応急対策として、道路管理者が放置車両対策を行えるよう、平成26年に災害対策基本法が改正
- しかしながら、特に地方公共団体において、発災時を想定した具体的な備えや、他の道路管理者等との協力・連携等の備えが不十分であり、円滑な道路啓開の実施に課題が生じている状況あり。
- このような状況を踏まえ、人命救助の観点から、被災地への緊急車両のアクセスを早期に確保できるよう、地方公共団体における備えや国・都道府県・市町村の協力、連携等の実態を調査し、大規模災害に備え、現行制度が効率的・効果的に機能するかなどの観点から課題を整理するとともに、効果的な取組例を提供する。

## 制度と現状

- 大規模災害時に直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを確認するため、放置車両対策を行う制度を導入（H26年災害対策基本法改正）。

道路啓開：緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、管理な段差修正等により救援ルートを開けることをいう。大規模災害では、応急復旧を実施する前に救援ルートを確認する道路啓開が必要である。

発災→道路啓開→応急復旧→本復旧→復興



車両移動のための具体的方策  
(例:ホイールローダーによる移動)

## 想定される課題、問題等

- 地方公共団体における備えが不十分なのではないか。
  - ・ 道路管理者による車両の移動に関する区間指定は、初めてであったため、担当部署の出動人員が不足したといった例あり（平成30年7月豪雨災害における初動・応急対応に関する検証結果報告（広島県））
  - ・ 車両などの財産物の取扱いの苦慮、現場との通信手段がなく、現場の状況把握や啓開作業応援業者への指示ができないといった例あり（北海道「道路管理に関する懇談会」資料。北海道胆振東部地震時の対応をヒアリングしたもの）
- 異なる道路管理者間における協力、連携等の備えが不十分なのではないか。
  - ・ 災害時の協定を国と結んでいたものの、実務面からの検証が不足していたことから、作業に当たり課題が見つかった例あり（平成29年7月九州北部豪雨災害に関する検証結果報告書（福岡県）。ただし、車両の移動に特化した記載ではない。）
    - ※ 費用負担の方法について協定で明記なし。
  - ・ 災害応急対応に関する指示が国、県、市町から同じ建設業者に別々に入り、建設業者が混乱。地域全体を調整することが必要とする例あり。（平成30年7月豪雨災害における初動・応急対応に関する検証報告書（愛媛県））



- 近年の度重なる豪雨の際に、各地において、陸閘が閉鎖されず、操作・管理が適切に行われていないとみられる例があり、中には溢水により周辺の住宅地が浸水被害を受ける事案も発生
- 陸閘については、河川法により、その操作等に関する一定のルールや運用が示されているが、陸閘が操作されなかった事案では、操作・管理の体制が不明確である、降水時における操作（閉鎖）の基準が定められていない等の状況がみられる。
- このため、陸閘について、設置の状況、管理者等の実態、増水時における閉鎖操作のための備えの状況などを調査し、豪雨時に陸閘を適切に操作する上での課題を明らかにするとともに、効果的な取組例を収集することにより、豪雨災害への対応の向上に寄与する。

## 制度と現状

- 陸閘とは、堤防を切って設けられた河川への出入口を閉鎖する門のことであり、洪水の際は閉鎖され、堤防としての役割を果たすもの（国交省関東地方整備局資料）

(例) 道路に横断してある陸閘



(例) 人のための出入り口の小規模な陸閘



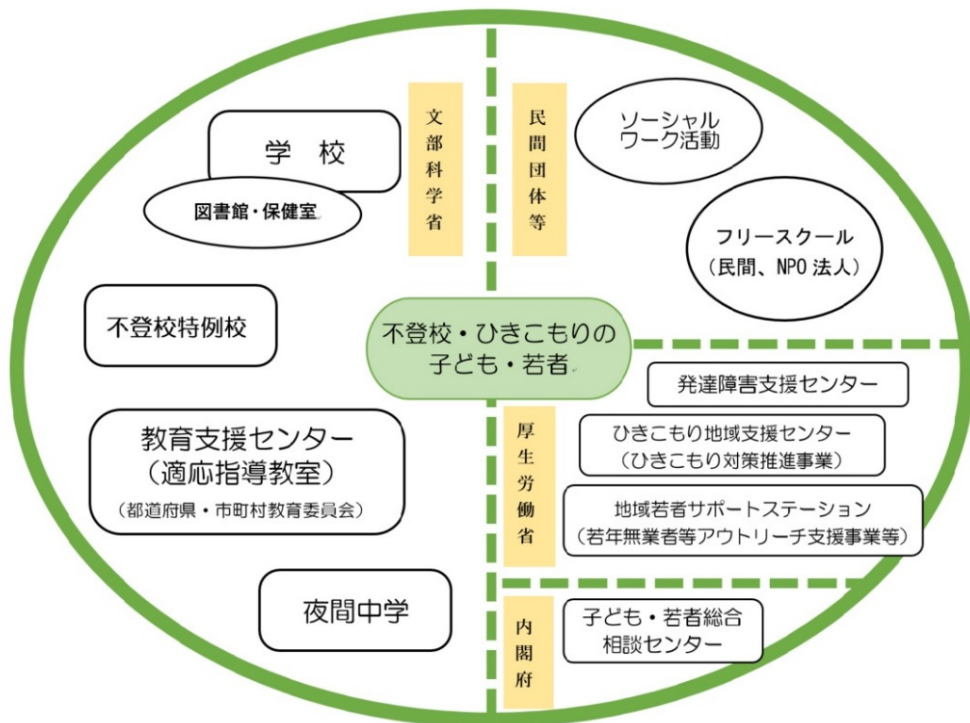
## 想定される課題、問題等

- 陸閘の、操作・管理の体制が明確化、降水時における操作（閉鎖）の基準の設定が不十分なのではないか。
  - ・ 近年の度重なる豪雨の際に、陸閘が閉鎖されず、操作・管理が適切に行われていないとみられる例があり、中には溢水により周辺の住宅地が浸水被害を受ける事案も発生  
(平成30年7月豪雨の際、倉敷市真備町地区では、道路（橋梁）に横断して設置されている陸閘が操作されていなかったが、当該橋梁部分から溢水し、堤防を洗掘したことが堤防決壊の一因となった旨が指摘されている。（「高梁川水系小田川堤防調査委員会報告書」令和2年2月 ※専門家委員により構成、国交省中国地方整備局が事務局））
- 地域における防災の担い手の高齢化といった地域社会の状況を踏まえた河川防災の対応が不十分なのではないか。
  - ・ 過去の経緯等から、地元住民、地元自治会等が操作・管理を担っている場合があるが、豪雨災害が激甚化している中、急激な水位上昇といった事態に対応できていない例あり（平成29年台風5号の際、地元住民の作業が間に合わず、溢水後、市の要請で建設業者が土のうにより対応。（長浜市大井町の「切り通し」陸閘））
  - ・ 高齢化により、地元の自治会や住民が管理を担うことが困難になっている情報あり（地元要望でも受けて管理も地元へ依頼したが、長年の間に閉める人がいなくなった（岡山県担当者（毎日新聞）））

- 令和元年度の不登校児童生徒（小・中学校）数は、18.1万人と7年連続で増加し、過去最大。また、若者のひきこもり数は、平成27年度の推計で54.1万人
- 国では、平成28年に「子ども若者育成支援推進大綱」を策定し、不登校、ひきこもりなどの困難を有する子供・若者に対し、国、自治体、家庭、学校、地域が一体となった重層的な支援施策を推進。不登校児童生徒に対しては、教育機会確保法を踏まえ、フリースクール等の民間団体と学校の連携などによる多様で適切な教育機会の確保に係る取組を実施
- このような国の政策について、学童期から思春期（6歳～18歳）までの子供・若者を対象とし、複数府省にわたる各種支援施策及び事務事業等の実施状況や効果を把握し、子どもに寄り添う視点から総合的に評価

## 調査対象とする政策の内容

不登校、ひきこもりの子ども・若者支援に関わる取組の全体イメージ



## 想定される課題、問題等

- 文科省指針に基づく不登校支援策は、政策効果を確保するには不十分ではないか。

【不登校支援の取組効果が不十分と想定される実態】

- 不登校生徒<18万人>のうち、相談・指導を受けていない生徒が3割程度存在
- 不登校支援に関する官民連携を行っている自治体は約15%
- 不登校支援の中核と位置付けられている教育支援センターの設置率は約63%（未設置：676自治体）

- 学童期から思春期までの切れ目のない支援の実施が不十分ではないか。

- 本政策に係る測定指標が乏しく、当該政策の効果を図る指標として不十分なのではないか<関係府省が取り組む評価の充実に貢献>

<測定指標> 不登校児童生徒数に占める、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた児童生徒の割合

⇒ 30年度実績値72.5%（目標値80%（令和元年度））

※令和2年度行政事業レビューシート(文部科学省)



# ○一人暮らしの高齢者に対する見守り活動

- 65歳以上の一人暮らしの高齢者数、65歳以上の人口に占めるその男女別の割合は年々増加。将来においても、その数や割合は増加していくことが予測
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響（以下「感染症拡大の影響」）下において、災害公営住宅に住む60代男性が、約2カ月間、誰にも気付かれないまま孤独死していた事案が発生。感染症拡大の影響により、住民活動が停滞したことなど対面での見守りの制限が発見の遅れの要因
- このように対面の見守りが制限される中、ポストコロナを見据え、一人暮らしの高齢者に対する見守り活動をいかに効果的に実施していくかといった観点から、
  - ・感染症拡大の影響下における一人暮らしの高齢者に対する見守り活動の実施状況
  - ・見守り活動に活用可能なICTの例
  - ・見守り活動におけるICTの導入（活用）状況 について調査し、推進上の課題を整理

## 関係する施策の内容

### 従来からの対策

- 官民の連携により、支援が必要な高齢者等の生活を支えるための地域づくりを進める各種施策を推進  
※高齢社会対策大綱（H30.2閣決）

### 感染症拡大

### 感染症拡大後の対策

- 国・地方の連携により、社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者の生活などに対応するため、適切な支援の実施  
※新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（R2.5変更）
- 電話等による見守りや関係者と協力した支援など、地域や人々のつながりを再構築しつつ、地域ぐるみで取組を進めていくことが必要  
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について（R2.5厚労省事務連絡）

## 想定される課題、問題等

- 現場では、感染症拡大の影響下における見守り活動に苦慮。ICTを活用した見守りも、一部で緒に就いたところ。見守りのデジタル化を加速させるための課題等の把握が先決
  - ・ 民生委員、町内会などは、対面が制限される環境の中、思うように活動できない状況が発生
  - ・ 電話での見守りは、一人暮らしの高齢者が詐欺を警戒して応答しないなど、条件により見守りの可否が左右されるといった指摘あり
  - ・ 一部の市では、事業者が、自宅に温度・湿度・照度などを感知する多機能センサーを通して常時見守るとともに、異変察知の際には電話や駆けつけによる確認を実施する実証事業を実施

- 失業や病気、家族の介護など様々な理由から、生活困窮に陥る者が存在。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による解雇や雇い止めが増え、生活困窮者からの相談、住宅確保給付金申請が増加。
- 生活困窮者は様々な問題を抱えており、自治体現場では、生活困窮者自立支援法に基づく各種支援が行われているが、国から制度の実施に必要な情報が示されず、試行錯誤の対応をしているとの指摘。
- このような状況を踏まえ、NPOなどの支援団体の活動を含め、要支援者の把握や自立支援に係る取組を調査し、現状と課題を整理する。

## 調査対象とする政策の内容

### 生活困窮者自立支援制度と関連制度

- 第2のセーフティネット（第1は社会保険・労働保険、第3は生活保護）として、生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行い、課題がより複雑化・深刻化する前に自立を促進する生活困窮者自立支援法が施行（平27.4施行、平30.10改正法施行）
- 福祉事務所設置団体（905団体）において、自立相談支援、住宅確保支援（給付金の支給）を基本としつつ、就労準備支援、家計改善支援、学習支援など（任意事業）を実施
- 社会福祉法（無料低額診療など）、住宅セーフティネット法など

（参考）任意事業の実施状況（R1.7）

区分	実施団体（実施率）	特記（都道府県単位でみた状況）
就労準備支援事業	492団体（54%）	長野県・京都府・熊本県100%に対し、茨城県12%、栃木県13%
家計改善支援事業	483団体（53%）	長野県・熊本県100%に対し、群馬県15%、愛媛県17%
学習支援事業	565団体（62%）	福井県・滋賀県・熊本県100%に対し、和歌山県10%、岐阜県14%
一時生活支援事業	294団体（32%）	京都府・大阪府・熊本県など100%に対し、青森県・奈良県・香川県・佐賀県など0%

## 想定される課題、問題等

法の施行により一定の成果を上げたとの評価がある一方で、

- 支援の対象となり得る者を的確に把握できていないのではないか  
（生活に困窮しながらも、制度を知らないなどの理由で、窓口に現れず、支援を受けていない者がいるとの指摘）
- 生活困窮者の抱える様々な問題に対応できていないのではないか  
（就労準備、家計改善、学習支援などを実施していない自治体が約半数）

- 指定管理者制度は、民営化・民間化などの行政改革の流れの中、公の施設の管理に民間事業者の手法を活用することにより、住民サービスの向上と管理経費の縮減等を意図して平成15年度に発足。導入施設は、制度発足以来増加してきたが、一方で再直営化の動きもあり、近年は頭打ち。
- P F I や公共施設等運営権（コンセッション）等の多様な官民連携手法が整備される中で指定管理者制度が一層適切かつ効果的に活用されることを通じて、公の施設のより効果的、効率的な運営を推進する観点から、
  - ・ 施設やその管理の在り方の検証・見直しに基づいた最適な手法の選択・見直しが行われているか
  - ・ 公募前対話等を通じた民間事業者の意見の幅広い反映や委託業務範囲等の工夫、リスク分担の徹底など、民間参入を促す取組は、十分行われているか
 等について調査し、施設の目的、態様等に適した制度の適用を促す上での課題とその対策を検討

## 調査対象とする政策の内容

### ○地方行政サービス改革の推進に関する留意事項（H27.8.28総務省）（抜粋）

第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

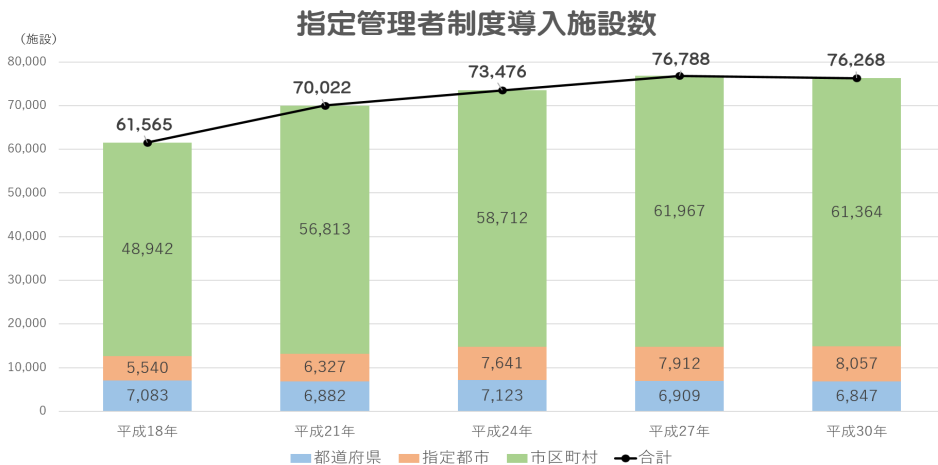
1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

(2) 指定管理者制度等の活用

① 公の施設については、(中略) その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めること。

② その際、(中略) 例えば、複数施設の一括指定など、スケールメリットを活かすことで 指定管理者の裁量を増大させる取組や、公募前対話の導入等により民間事業者の参入機会を増やす取組など、指定管理者が参入しやすくなるような環境整備も含め検証すること。

また、その施策目的等から直営を選択している場合であっても、窓口業務や貸室業務、施設・設備管理といった業務について部分的に指定管理者制度を導入する等、幅広い視点からその管理のあり方について検証すること。

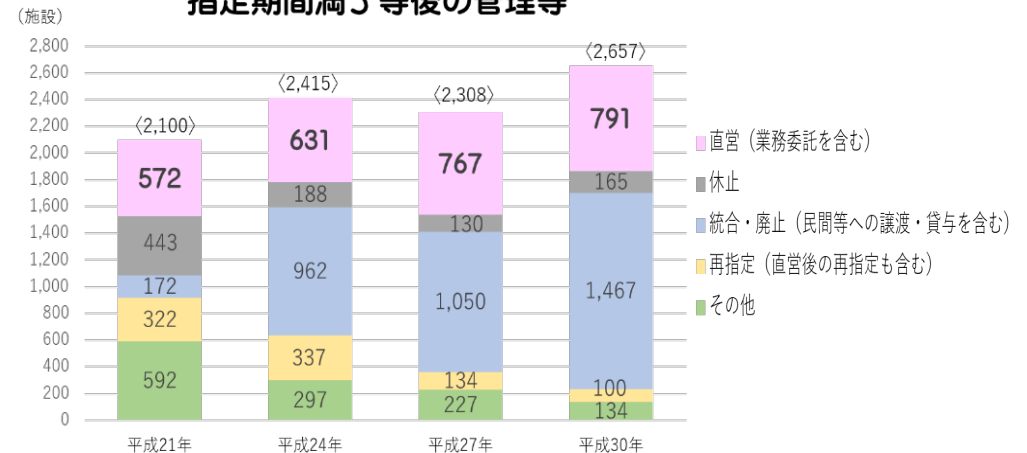


総務省自治行政局「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」による。

## 想定される課題、問題等

- 茨城県内で、専門的なサービスが低下したとの声や長い視点でスタッフを育成したいとの考えから、図書館、郷土資料館等を再直営化
- 桑名市では、管理の在り方を見直すとして、39施設を平成31年4月から直営化
- コロナ禍における休業により減収等しているが、不測の事態に関するリスク分担が未設定
- 指定管理による効果（費用対効果等）の評価が行われていないのではないか

### 指定期間満了等後の管理等



- (注) 1 総務省自治行政局「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」を基に当局が作成した。  
 2 本グラフにおける施設数は、前回調査時点の翌日から調査時点（例：30年調査では平成27年4月2日～30年4月1日）までの実績。〈 〉は施設数の合計を示す。  
 3 「その他」には、公営住宅法に基づく管理代行制度による管理を含む（21年：588件、24年：296件、27年：1件、30年：0件）。



- 人口構造や家族形態が変化する中、承継者のいない無縁墳墓が増加するなど、家族による承継を前提とした墓地の維持が困難となってきている。また、都市部においては墓地需要が増大し、優良な墓地の安定的な供給が求められている。
- 合葬墓や樹木葬、散骨等の新たな葬送への関心を持つ国民が増えている一方、定義やルールは未整備
- このような状況を踏まえ、「人口減少社会」、「多死社会」といった時代に適合した墓地行政を推進する観点から、墓地をめぐる諸問題に対する地方公共団体における取組状況等を調査し、課題を整理

## 調査対象とする政策の内容

### ■ 墓地行政は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、地方公共団体が自治事務として実施

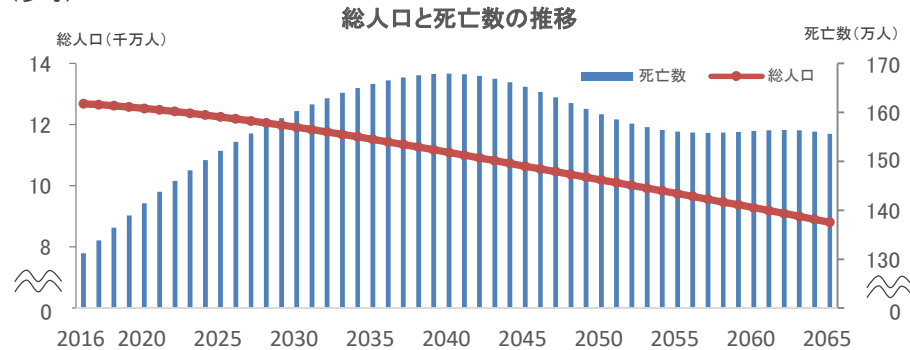
- ・ 埋葬、火葬又は改葬を行う場合には市町村長の許可が必要
- ・ 地方公共団体は、墓地や納骨堂の第一次的な供給主体とされており、公営墓地の経営主体でもある。ただし、実際には、民間経営の墓地や個人墓地が多数
- ・ 墓地等を経営する場合には、都道府県知事等の許可が必要（知事には、墓地等の管理者に対する報告徴収等の権限）

※ 分権改革により、墓地等の経営許可権限は、都道府県から市及び特別区に移譲（平成24年4月）

### ■ 国（厚労省）は、墓理法を踏まえて技術的助言を実施

- ・ 「墓地経営・管理の指針」（平成12年12月）等の提示

（参考）



## 想定される課題、問題等

### ■ 無縁墳墓を生み出さない適切な墓地の管理が必要なのではないか。

- ・ 無縁墳墓の増加により、管理料等の滞納額が増加
- ・ 地方部においては、墓地の荒廃などの指摘あり。一方、都市部においては、無縁墳墓の改葬・整理に苦慮し、墓所の再貸付が進んでいない例あり
- ・ 承継者のいない墓地使用者は今後も増大見込み。しかし、市町村は、無縁墳墓を含む墓地の実態を把握できていない。

### ■ 墓地需要の地域性や多様性に対応した墓所の供給が必要なのではないか。

- ・ 都市部においては、公営墓地の取得を希望しても、応募倍率が高く取得が困難。新たな墓地用地の確保も困難
- ・ 地方部においては、区画整理した墓所の応募数が予定数に満たず、「墓余り」が起きている一方、納骨堂が人気を集めている例あり

### ■ 無秩序な墓地等の整備や葬法の拡大を防止し、新たな葬送への対応が必要なのではないか。

- ・ 合葬墓や樹木葬と一口に言っても、その種類や形態は様々
- ・ 散骨は、墓理法が想定していない葬法。市町村に散骨の相談があっても、やめてもらっている例あり
- ・ 過去には地域住民との間でトラブルが発生した例あり

## ○社会情勢の変化への補助金等における対応

- 補助金等は、反対給付のない一方的な金銭給付であるという特性から、不適正な採択、執行に陥ることのないよう、所定の要件、手続を設定しているが、利用者にとってはこれらが負担となる側面もあることから、利用者の負担と必要性を考慮した的確な設定とすることが求められる。
- この点、例えば、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業環境の変化に鑑み、国が地方公共団体に対して、交付決定済の事業内容について柔軟な見直しが可能となる範囲を明示したり、要望等を踏まえて採択要件を見直すなど、利用者の視点に立って改善措置を講じている事例も見受けられる。
- そこで、このような利用者の視点に立った改善措置の事例や利便性の向上に係る改善要望を調査し、関係府省に提供することにより、補助金等の利用者視点に沿った対応の検討に資する。

### 【地方創生推進交付金】

感染症の拡大により、交付決定済の事業の一部が実施困難となる事例等を想定  
⇒ 事業計画の変更申請時期の柔軟化

※ 事業の目的等に沿う実施計画の変更であって、以下に該当するもの。ただし、減額を伴う場合、総事業費の2割以内の減額に限る（認定地域再生計画の変更認定申請を要しないもの）。

- ①実施計画における経費内訳の各要素事業間の2割を超える流用（ソフト事業経費とハード事業経費間の流用を含む。）
- ②実施計画における経費内訳の要素事業の追加

### 【新グループ補助金】

従前：被災地域の速やかな復興の実現を目指し、中小企業等で構成するグループの計画に基づく事業者の施設復旧等を補助

- ・グループ形成要件の撤廃要望
- ・感染症の拡大による経済悪化下での被災状況を踏まえ、事業再開への強力な後押しが必要

なりわい再建補助金の創設

※ グループ形成要件を不要とし、被災県が復興計画において地域の経済復興にとって重要と位置付ける被災事業者に対して補助を行うことを可能な制度に変更

- 農業の生産性を発展させるためには、農作業の効率化、作業負担の減少は喫緊の課題。また、農業経営の改善や農産物の高付加価値化の重要性が増大
  - 国は、2022年度までにスマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、i) 研究開発、ii) 実証・普及、iii) 環境整備の取組を推進（成長戦略、令和元年6月）また、2025年までに、農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践することを目標としている。
- ⇒ 農業現場におけるスマート農業の普及の実態を把握するとともに、普及を進める上での課題を整理

## 調査対象とする政策の内容

- 農林水産業・地域の活力創造プラン（H30.11改定）
  - 2025年までに、農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践
  - 上記目標を達成するため、農林水産省は、農業新技術の現場実装推進プログラムを策定し、ICTやロボット技術、AI等の先端技術の開発と普及を推進
- 農業技術の現場実装推進プログラム（R元.6月策定）
 

農業経営の将来像、各技術のロードマップ、技術実装の推進方策を提示
- スマート農業実証プロジェクト（R元年度～2年度）
 

R1年度：69地区、R2年度：55地区、R2年度（緊急経済対策）：24地区

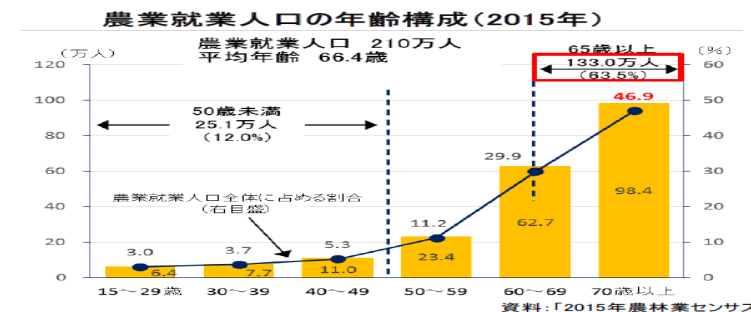


- 総務省では、地域IoT実装推進事業(H29～R1)等によりスマート農業の推進に係る取組を支援

## 想定される課題、問題等

- 新たな技術を使うことができる農家の育成の推進が必要
  - 普及指導機関等による新規就農者の確保や既存の農業者の離農防止に向けた支援の実施
- スマート農業を導入しやすくするための環境整備が必要
  - 農機の低廉化、シェアリングやアウトソーシングの取組の推進
- 地理的条件や営農形態に合わせた技術の開発や提供が必要
  - 農業者のニーズ把握、的確な情報提供の実施

【参考】農業就業人口 1995年 414万人⇒2015年 210万人



農業就業人口：15歳以上の農業世帯員のうち、農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い者



- 令和元年度末の在留外国人数は約293万人（総人口の2.33%）と7年連続で増加し、過去最大。平成31年4月に新たな外国人材の受入れ制度（在留資格「特定技能」）が開始。今後も、在留外国人の増加が見込まれ、日本語教育のニーズも高まると想定される中、日本語教育を行う機関や日本語教育人材の地域による偏りなど、地域間の差もみられる。
- 令和元年6月には、日本語教育の推進に関する法律が施行。国及び地方公共団体は、日本語教育の施策の実施が責務とされる一方で、地域における支援の実態は必ずしも明らかとなっていない。
- 地域において、生活者としての外国人が日本語を習得できる機会を確保する観点から、日本語の学習ニーズの把握状況、日本語教室等の運営の支援状況等について調査し、実態を踏まえた課題を整理

## 調査対象とする政策の内容

生活者としての外国人に対する日本語教育の枠組み・施策・事務事業

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）
  - 外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
  - 地方公共団体は、国の基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定め、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）

<地域における日本語教育>

- ・ 都道府県及び市町村、企業、学校等の連携・協力の推進
- ・ 一定水準の学習内容を示す
- ・ 日本語を教える人材の質の担保・量の確保
- ・ 学習目標の明確化を通じて外国人等の日本語学習への動機付け

### ■ 文化庁の取組

- ・ 日本語教育担当者研修を通じた人材育成
- ・ 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を通じた優れた取組に対する支援とその周知・広報
- ・ 日本語教育大会や地域日本語教育研究協議会の開催を通じた施策の普及と連携協力

## 想定される課題、問題等

- 外国人が置かれた状況や能力に応じた日本語教育を受ける機会の確保が不十分なのではないか。

- ・ 地域において、在住外国人の日本語学習状況やニーズ等の把握が不十分なのではないか（日本語教室等の地域による偏りなど、日本語教育の状況は地域による差が大きい）
- ・ 日本語教室が開設されている市区町村は全体の1/3程度で、日本語教育のニーズはあるが、教室等のない空白地域が存在。学習機会の拡大を図るためのデジタル化の推進が必要なのではないか

- 行政、学校、企業、ボランティア等の協働が不十分なのではないか。

- ・ 日本語教師、行政・NPO等の職員、ボランティア等の多様な者が、学習支援、教室運営等の様々な役割を担っていることから、都道府県及び市町村、企業、学校等の関係機関の協働が図られていないのではないかと
- ・ 外国人に対する日本語教育への地域住民の関心が高くなく、地方公共団体の施策としての展開が難しくなっているのではないかと

# 令和4年度以降に実施を検討している調査テーマ候補

テーマ	概要
ため池の安全対策等	令和元年にため池の決壊による被害防止等を目的として農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行。本制度の運用の実態を把握するとともに、他の防災関係部局と連携した情報共有や住民への情報提供についての課題を整理
家畜伝染病対策	国内26年ぶりの豚熱の発生を受け、令和2年に家畜伝染病予防法が改正。その後、鳥インフルエンザが西日本を中心に各地で発生する中、新たな仕組みに基づく防疫対策の実施状況を把握するとともに実施上の課題を整理
防災気象情報	台風第19号（令和元年10月）等の災害の際、住民が適時的確に避難行動をとる観点から、国、都道府県と市町村との防災気象情報の共有、住民等への避難情報の提供方法やタイミング等について課題の指摘
災害時における有害化学物質の流出拡散防止対策	大規模な水害が頻発する中、浸水地域において有害化学物質が流出する事案が発生。工場が住宅地や農地に近接する地域での、水害発生時における有害化学物質の流出による周辺住民への健康被害や環境汚染の防止が課題
成年後見制度の利用促進 （成年後見制度利用促進事業）	高齢者や障害者が、申立費用や成年後見人に対する毎月の報酬支払いの負担を心配することなく、成年後見制度を利用できる環境を整えることが課題
ヤングケアラー	通学等しながら家族の介護や世話をを行う子ども（ヤングケアラー）に関する取組を行っている自治体は少数。関係機関におけるヤングケアラーの実態把握、支援等に関する取組の現状、課題等を整理
遺留金	超高齢社会の進行等を背景に、市区町村は遺留金等の取扱いについて苦慮。既存制度の活用を基本とした関係省の取組状況を見つつ、遺留金等に係る事務処理の実態や取組効果等を整理
高齢者居住安定	平成23年にサービス付き高齢者住宅（サ高住）制度が創設され、急激に増加する一方、地域の福祉関係の類似施設を含めたサービス供給の適正性や急な廃業による退去といった入居者保護などが課題
マンション管理	マンションの高経年化、居住者の高齢化が進む中、修繕が適切に行われていないものや、非居住化（賃貸・空き住戸化）、管理組合の役員の担い手不足等の課題は深刻化しており、マンションの適正管理の促進及び再生の円滑化が課題
都市農地の保全・活用	都市農地が「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと転換され、関係する制度も整備されたが、農地の所有者が不明である状況や、農家の今後の利用意向が確認できない状況がみられることから、都市農地の保全上の課題を整理
森林経営管理	平成31年に森林経営管理制度が施行。しかし、民有林所有者の所在確認や土地の評価などに市町村が苦慮している状況がみられることから、適切な森林経営管理に向けた課題を整理
生活エリア交通安全対策	歩行中・自転車乗車中の死者の半数が自宅から500m以内の身近な道路で発生。生活圏における累次の関係省庁による施策や多様な地域における取組の効果・あい路等を整理
フードバンク活動	食品ロスと貧困にアプローチできるフードバンク活動に対する、事業者による未利用食品の提供促進に向けた安全管理に関する取組の実態・課題・あい路等を整理
夜間中学の外国人教育	夜間中学は、全生徒の約8割を占める在留外国人に対して、中学校教育のほか、日本語教育の充実という目的も持ち合わせているところ。これら目的の達成に取り組む現場の実態と課題を整理
美容医療広告の規制対策 （ウェブ広告）	美容医療サービスを巡る身体被害を含むトラブルの増加を受け、ウェブサイトも医療法上の広告規制の対象とされたが、ウェブ上の違反広告は依然としてなくなっておらず、迅速な是正対応が課題
海洋汚染対策	海洋プラスチックごみによる環境汚染は世界的課題であり、我が国からも年間2～6万t（推計）が海洋流出。令和元年5月策定のアクションプラン等に基づき取組を推進し、海洋への流出量を効果的に削減することが課題